

更に内容の充実を

57 「教育福島」誌



既刊の「教育福島」誌

県教育委員会では、昭和五十七年度版「教育福島」誌を発行します。教育現場で直接児童・生徒の指導に当たっている先生がたにとつて、身近で有用な冊子になるよう編集に心がけたいと思います。

「随想」「研究実践」「社会教育」「教育センターから」「図書館コーナー」「学校紹介」「ふるさと探訪」など、内容の充実を図り、読者の意見などを反映させながら、豊かなみのりあるものにと願っています。また、表紙絵、グラビアも編集上、特に配慮し、表紙絵は、「福島の四季」

というようなシリーズの題を設け、ふるさとの四季を多色刷りで紹介します。グラビア及びグラビア題字もよう工夫します。表紙絵、グラビアとともに教職員の手によるものを紹介します。

児童・生徒の活動内容が表現されるよう工夫します。表紙絵、グラビアとともに教職員の手によるものを紹介します。

卷頭言は、県内外の各界で活躍中の知識人に依頼し、多角的に教育を語る内容にしたいと思います。

特集記事は、次の内容を予定しています。

- （～内は掲載予定期及び担当課）
- 福島県教育委員会重点施策
- 生徒指導の充実
- 豊かな学校教育
- 課題指導の充実
- 学習指導の展開
- 福島県の文化
- 教育研究の推進
- 護教育課
- 豊かな学校教育
- 課題指導の充実
- 学習指導の展開
- 福島県の文化
- 教育研究の推進
- 護教育課

人 事 異 動

扶養手当など 諸手当の適正受給を

◇扶養手当をはじめ、あなたが受給している諸手当について適正かどうかご確認ください◇

扶養手当の適正受給については、たびたびお知らせしておりますが、扶養手当のほか住居・通勤手当等についても届出の遅れによるそ及返納の事例が少なくありません。次の事項などに注意し、正しい手当の支給を受けるようつとめてください。

扶養手当受給の要件は、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている配偶者・一八歳未満の子、孫、弟妹・六〇歳以上の父母、祖父母・不具廃疾者で、収入が年額八〇万円（月額六六、六〇〇円）未満でかつ、他から扶養手当の支給を受けてなく、扶養親族と認定された者です。

二 すでに認定された人であっても、次のような場合には特に注意し、所得等をご確認ください。
1 扶養親族が就職している場合 平均所得月額が六六、六〇〇円以上ありませんか。
2 年金・事業・資産所得のある場合 合年額八〇万円以上ありませんか。
3 おさんやお孫さんが一八歳になりましたか。

三 住居手当、通勤手当等について受給要件を備えたり、変更消滅した場合にはすみやかに届出し、適正な手当を受給してください。

おくやみ申し上げます	
丸 山 順 一 氏	一月十六日
加 藤 知 子 氏	一月十七日
喜 多 方 市 立 第 一 小 学 校 教 諭	
福 県 立 矢 吹 高 等 学 校 教 諭	
相 馬 市 立 中 村 第 一 小 学 校 教 諭	
岡 本 至 大 氏	一月二十四日
松 山 市 郎 氏	一月二十日
西 郷 村 立 川 谷 小 学 校 長	
福 地 俊 男 氏	二月一日
福 島 市 立 野 田 中 学 校 長 (休職)	